

## 臨時の専門家登録推薦書（会員企業）

一般社団法人東京工業団体連合会 御中

推薦者

\_\_\_\_\_ 印

私は、(一社)東京工業団体連合会「専門家派遣事業」実施要綱第12条第4項1号、2号、3号の規定に反しないことを確認し、下記のとおり、臨時の専門家を推薦いたします。

### 記

#### 1 推薦する専門家

・氏名：

・資格：

#### 2 推薦する理由

#### 3 その他特記事項

参考：(一社)東京工業団体連合会「専門家派遣事業」実施要綱第12条第4項1号～3号抜粋

4 (前略) 専門家と支援対象会員の関係は、次のいずれにも該当しない場合に限るものとする。

(1) その専門家が支援対象会員の3親等以内の親族である場合。

(2) その専門家が、支援対象会員若しくは支援対象会員の子会社若しくは親会社（子会社及び親会社の定義は、会社法第2条1項3号及び4号に定めるところとする）にあたる企業に在籍する者又はその企業を所有する者である場合。

(3) その専門家が、支援対象会員との間に顧問契約等の継続的な指導契約を締結している場合。